

## 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会第1回協議会議事録

日 時	平成15年7月8日(火)午後1時30分開会		
場 所	稲沢市役所 3階 議員総会室		
出席者	会 長	服 部 幸 道	
	副会長	丹 羽 俊 春	伊 藤 勇 夫
	委 員	吉 川 昭	織 田 克 己
		河 村 三 朗	飯 田 辰 男
		浅 野 鷹 虎	天 野 晋
		恒 川 宣 彦	山 田 武 夫
		鈴 村 清	塩 田 郁 夫
		鈴 木 恵理子	山 内 孝 三
		中 村 治 男	片 山 柚美子
		山 田 勝	柴 田 隆 史
		堀 田 裕 美	古 池 庸 男
	参考人	棚 橋 繁 男	

### 議事日程

- 1 開 会
- 2 開会あいさつ
- 3 委員及び事務局職員の紹介
- 4 議 事

#### 議事録署名委員の指名について

##### <報告事項>

- 報告第1号 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会設置までの経緯について
- 報告第2号 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会規約について
- 報告第3号 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会設置に関する協議書(写)について
- 報告第4号 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会規約に関する協議書(写)について  
(稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について)
- 報告第5号 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会幹事会規程について
- 報告第6号 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会専門部会要綱について
- 報告第7号 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会分科会要綱について
- 報告第8号 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会事務局規程について
- 報告第9号 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会予算決算会計規程について
- 報告第10号 平成15年度稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会事業計画について
- 報告第11号 平成15年度稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会予算の専決処分について

て

< 協議事項 >

- 協議第 1 号 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議の基本方針(案)について  
協議第 2 号 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議運営規程(案)について  
稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議傍聴要綱(案)  
稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議録等閲覧要綱(案)

< 提案事項 >

- 提案第 1 号 合併協定項目(案)について

< その他 >

- ・ 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会合併協議スケジュール(案)について
- ・ 新市建設計画の策定の方針(案)について
- ・ 市町村合併研修会企画(案)について
- ・ 第 2 回稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会委員研修会企画(案)について
- ・ 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議の開催予定について

5 閉 会

事務局(大野紀明 事務局長)

皆様、こんにちは。

委員の皆様がお揃いでございますので、ただいまから、定刻となりましたので、第 1 回稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会を始めさせていただきたいと思っております。

私は、本日進行を務めさせていただきます合併協議会事務局長兼ねて稲沢市市長公室長を拝命しております大野紀明でございます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

開会に先立ちまして、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の会長であります 服部 稲沢市長から、皆様方にお諮りいたしたい事項がございますので、よろしくお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

会長(服部幸道 稲沢市長)

このたび、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の会長を務めさせていただくことになりました稲沢市長の服部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の会議の持ち方につきましては、会議を公開とするか、非公開とするかということでございます。

会議の傍聴につきましては、協議会会議運営規程を本日の提案事項として、協議第2号にあげておりまして、この後、協議をしていくこととなるわけでございますけれども、これまでの任意の合併検討協議会では、原則公開とさせていただいたところございまして、最近の情報公開の流れの中で、また、合併協議会で協議されたことにつきましては、広く住民の皆様にお伝えしていかなければならないことなどを考慮させていただいて、よほどの理由がない限り原則公開とさせていただきたいと願うところでございます。

つきましては、本日の会議を冒頭から公開とさせていただくことで、皆様方のご了解がいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、ご異議もないようでございますので、会議を公開することで進めさせていただきますので、傍聴人の方を会場へ案内していただきたいと思えます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局（大野紀明 事務局長）

それでは、傍聴人の方をただいま案内してまいりますので、今しばらくお待ちをいただきたいと思えます。

（傍聴人入場）

会長（服部幸道 稲沢市長）

次に合併協議会規約第9条の規定に基づきます参考人の出席申し出がございまして、申し出の方は、祖父江町収入役 棚橋繁男 君であります。

この申し出につきまして、会長としてお認めをしたいと考えますので、委員の皆様方にあらかじめご了解をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

それでは、棚橋繁男 君に参考人として出席をいただいて、会議を進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

事務局（大野紀明 事務局長）

ありがとうございました。

それでは、開会にあたりまして、会長がごあいさつを申し上げます。よろしくお願いいいたします。

会長（服部幸道 稲沢市長）

第1回稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会を開催するにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、公私とも大変お忙しい中、快く委員に就任いただきまして、誠にありがとうございます。心から御礼申し上げる次第であります。

さて、稲沢市、祖父江町、平和町の1市2町は、生活圏、歴史、産業、文化などにおいて、古くから深い結びつきを有しており、行政におきまして、水道、消防、ゴミ処理につきましては稲沢中島広域事務組合を設立しまして、積極的に広域行政に取り組んでおるところでございます。

このような状況の中で、市町村合併につきましては、平成14年6月に尾張西部広域行政圏協議会で市町村合併について研究調査を行いまして、12月には1市2町の首長会議で稲沢市、祖父江町、平和町は、平成17年3月の合併を目標としまして、合併に向けて準備を進めていくことで合意をいたしたところでございます。

平成15年4月9日には、任意の稲沢市・祖父江町・平和町合併検討協議会を設置いたしまして、3回の協議会を開催させていただき、法定協議会規約などの合併に関する基本的な問題を検討させていただきました。

これらの経過を踏まえまして、稲沢市、祖父江町、平和町のそれぞれの6月定例議会におきまして議決をいただきまして、7月1日に稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の設置に関する告示によりまして、本協議会が発足したところでございます。

委員の皆様方には、これから合併に向けまして多くの協定項目や新市建設計画につきまして、ご協議をいただくわけでございます。

市町村合併につきましては、さまざまな課題がございますし、多くの協議を重ねていかなければならないと思いますが、それぞれの市町が持つ地域性や特性をいかしながら、また、それぞれの立場を理解して、尊重し合いながら、住民の皆さんの幸せに結びつく、新しいまちづくりを委員の皆様方と一緒に考えてまいりたいと思っております。

最後になりますが、稲沢市、祖父江町、平和町の将来のために、皆様方の忌憚のないご意見や活発な論議をしていただきますこと、並びに今後の協議会の

運営につきまして、ご支援とご協力をいただくことをお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局（大野紀明 事務局長）

ありがとうございました。

第1回の会議ではございますので、それぞれ副会長さんがおみえになります。

副会長さんから、ごあいさつを頂戴いたしたいと存じます。

始めに、祖父江町長様、よろしくお願い申し上げます。

副会長（丹羽俊春 祖父江町長）

副会長を仰せつかっております祖父江町長の丹羽俊春でございます。

よろしくお願いいたします。

事務局（大野紀明 事務局長）

続きまして、平和町長様、お願いいたします。

副会長（伊藤勇夫 平和町長）

ただいま御紹介いただきましたように、副会長を仰せつかっております平和町長の伊藤勇夫でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（大野紀明 事務局長）

ありがとうございました。

それでは、順次、進めさせていただきたいと思いますが、本日は先ほど言いましたように第1回の会議でございますので、委員の皆様方のご紹介をさせていただきたいと存じます。

併せまして、事務職員の紹介もさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の資料の最後から2枚目のところに、それぞれ稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の委員様の名簿がございます。

この委員さん方々でございますが、規約を後ほどご説明させていただきますが、第7条各号によりまして稲沢市、祖父江町、平和町それぞれ7人ずつ、計21人。それから共通枠といたしまして、愛知県尾張事務局長であります古池様になっていただいて、22人ということでございます。

なお、本日の名簿につきまして、委員のところでは傍線がありまして、ここは祖父江町の助役さんの所でございますが、現在、助役さんが欠けてみえますの

で、ここについては名簿に載せていないということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それでは、大変恐縮に存じますけれども、名簿の初めにございますように会長の稲沢市長様から順次、自己紹介をお願いしたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

(名簿掲載順に自己紹介)

事務局(大野紀明 事務局長)

どうも皆様、ありがとうございました。

次に、事務局の職員の紹介でございますけれども、本日の資料の最後のページに「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会事務局職員名簿」がございます。

この事務局につきましては、稲沢市から4名、そのうち愛知県から派遣をしていただいております方が1名ございます。それから、祖父江町が2名、平和町が2名、私を含めまして9名でございます。

そのうち私、事務局長の大野でございますが、兼務ということでございますので、あと事務局次長の渡辺以下8名につきましては、旧消防署で事務を執っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

自己紹介につきましては、名簿をもちまして紹介に代えさせていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

ここで、ご報告申し上げます。

本日の会議には、委員の皆様方21人が出席されておりまして、後ほどご説明いたします稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会規約第8条第2項の定足数を満たしていることを申し添えさせていただきます。

会議の議長につきましては、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会規約第6条第2項の規定に基づきまして、会長が務めることになっております。

以後の議事の取り回しにつきましては、会長をお願いしたいと思います。服部会長、よろしくお願い申し上げます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

それでは、規約に基づきまして、議長を務めさせていただきます。

本日の会議録署名人につきましては、後ほどご協議いただきます稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議運営規程第7条第3項の規定において、議長が指名することになっております。

規程の成立前ではございますが、会議の公正な記録を作成するため必要がご

ざいますので、事前に署名人を指名させていただきたいと思ひます。

運営規程が成立しましたら、今回の会議録署名人は、河村三朗委員、山内孝三委員のお二人にお願いをしたいと思ひます。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございました。

これより、議事に入らせて頂きます。

報告事項といたしまして、11件に上っておりますが、大変とうございしますので2回に分けて報告させていただきます。

それでは、報告第1号「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会設置までの経緯について」から報告第9号「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会予算決算会計規程について」まで、一括して行いたいと思ひますので、事務局の説明を求めます。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

協議会事務局、稲沢市の渡辺義憲です。よろしくお願ひをいたします。

それでは、報告第1号「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会設置までの経緯について」から報告第9号「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会予算決算会計規程について」まで、一括してご報告を申し上げます。

まず、報告第1号の「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会設置までの経緯について」でございます。

資料1ページをご覧ください。

当地域では、平成14年度当初から、愛知県事業を活用するなどしながら、1市2町、3市3町といった複数の枠組みを想定しながら、市町村合併に関する基礎的な勉強を行ってまいりましたところでございます。

このような中、平成14年12月に1市2町の首長によりまして、平成17年3月を目標として合併を推進し、それに向けた準備を進めていくことが合意された経過でございます。

この合意を受けまして、平成15年4月9日には任意の協議会であります「稲沢市・祖父江町・平和町合併検討協議会」が設置されたところでございます。

以来、4月9日には稲沢市、5月9日には祖父江町、5月16日には平和町で、それぞれ会議を開催し、精力的に法定協議会の設置に向けた準備を進めてまいったわけでございます。

この傍ら、5月10日から29日までにかけては、1市2町それぞれが住民説明会を開催いたしまして、稲沢市では5月20日の千代田市民センターを皮切りに7会場、祖父江町では5月10日の長岡保育園を皮切りに6会場で、

平和町では5月23日の法立小学校を皮切りに3会場、合計16会場で、現在、なぜ合併を検討する必要があるかということについて、住民の皆様にご説明、ご理解を求めてまいったという背景でございます。

このような取り組みを経まして、1市2町では6月定例議会に合併協議会設置関係議案を提出いたしまして、6月18日までにそれぞれの議会で議決がされまして、7月1日の当協議会の設置に至ったものでございます。

次に、報告第2号の「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会規約について」及び報告第3号の「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会設置に関する協議書について」ご説明申し上げます。

資料3ページをご覧ください。

まず規約でございます。この規約につきましては、協議会の設置の根拠となる規定でございます。その内容につきましては、5月9日の第2回任意協議会、5月16日の第3回任意協議会における議論を経て、準備を進めてきたものでございます。

その結果、先ほど申し上げましたように、1市2町の6月定例議会において、いずれも議決をいただいております。

それでは内容につきまして、逐条の方を解説させていただきます。

まず、第1条は、協議会の設置に関する根拠規定でございます。

第2条は、協議会の名称を定める規定で、「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会」と称するとするものでございます。

第3条は、協議会が担任すべき事務を定める規定で、1市2町の合併に関する協議その他3号に分けて規定をしております。

第4条は、協議会の事務所の場所を定めるもので、稲沢市役所の所在地に置くというものでございます。

第5条は、協議会の組織を定めた規定でございます。協議会は、会長と副会長を含む委員により組織する旨を定めております。

第6条は、会長と副会長に関する規定でございます。

第1項では、会長は1市2町の長が協議して定めること、第3項で会長に選任された首長以外の二人の首長を副会長に充てる旨を定めるほか、正副会長の職務について定めを置いているという内容でございます。

第7条につきましては、協議会委員に関する規定でございます。

1号委員は、会長以外の副会長たる首長2名及び1市2町の助役。

2号委員は、1市2町の議長の指名による議員各2名。

3号委員につきましては、1市2町の首長の選出による学識経験者各3名。

4号委員は、共通枠の学識経験者として、1市2町の首長の協議によって定められる者でございます。

これらを合計いたしました委員の定数は、21名となり、さきほどの会長を加えた22名が当協議会を組織するという内容でございます。

第8条は、協議会の会議に関する規定でございます。

第2項では、会議の定足数を3分の2以上と定めております。

第4項では、会議の議事その他会議の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って別に定めるといふ委任規定を置いておきまして、本日、後ほど協議事項として、このことについてご協議をいただく予定としております。

第9条は、協議会の会議への委員以外の者の出席に関する規定でございます。

第10条は、協議会にその事務の一部について調査、審議する小委員会を置くことができるという規定でございます。

この小委員会につきましては、今後、協議の進行に従いまして、必要が生じた場合に設置をお諮りするものでございまして、現時点ではその設置を予定しているものではございません。

第11条は、協議会に幹事会を置くとする規定でございます。

第12条は、協議会に事務局を置くとする規定でございます。

第13条は、事務局の事務に従事する職員については、1市2町の長の協議によって充てる旨を定めております。

第14条は、協議会の経費に関する規定でございます。

第15条は、協議会の監査に関する規定でございます。

法定協議会の監査につきましては、特に法に定められた手続きがございませんので、市町における監査と同等の厳正な手続きを経るため、市町の代表監査委員に協議会の監査委員を委嘱するという内容のものでございます。

第16条は、協議会の予算、決算、その他の財務、会計に関する事項について、会長が定めるものとした規定でございます。

第17条は、協議会の委員等に係る報酬及び費用弁償について規定しております。

第18条は、協議会が解散した場合の措置に関する規定でございます。

第19条は、補則といたしまして、規約に定めがない事項について会長に委任をする規定でございます。

附則にございますが、この規約は平成15年7月1日をもって施行されております。

以上の規約につきまして、各市町における議決を経まして、資料7ページにございますとおり、平成15年6月20日に1市2町の長が地方自治法第252条の2第1項の規定に基づく法律上の協議を行うことによりまして、規約が成立をいたしましたという内容でございます。

続きまして、報告第4号でございます。

「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会規約に関する協議書について」ご説明申し上げます。

資料9ページをお願いいたします。

ただいま報告を申し上げた規約につきましては、1市2町の協議、あるいは1市2町の首長の協議に委ねられた事項が5件ございます。

これらの事項に関しましては、規約が施行された7月1日付けで資料番号4のとおり協議が整いましたので、ご報告を申し上げます。

まず、規約第6条第1項に規定する協議会の会長でございますが、協議の結果、稲沢市長 服部幸道 が選任されております。これに伴いまして、祖父江町長及び平和町長が副会長に充てられることとなっております。

次に、規約第7条第1項第4号に規定するいわゆる共通枠の学識委員でございますが、協議の結果、愛知県尾張事務局長 古池庸男 様にお願いすることといたしております。

第3点目に規約第13条に規定いたします事務局の事務に従事する職員でございますが、合併検討協議会から引き続きまして、資料の表にございますよう9名が事務局職員として事務に従事することとされております。

第4点目に規約第14条に規定する協議会に要する経費については、1市2町の負担金その他の収入をもって充てることとされており、平成15年度におけます負担金については、先の合併検討協議会において慎重に検討を重ねていただいた当協議会の予算及び事業計画に基づきまして、協議会だより発行費1,128,000円については世帯数割とすることとし、その他は1市2町が11,584,000円ずつ均等に負担するということとされております。

なお、16年度における経費の負担につきましては、今年度事業の進捗状況等を踏まえまして、来年度事業計画の詳細を確定する中で改めて協議することとされております。

次に、第5点目でございます。

規約第17条第2項に規定する委員等の報酬及び費用弁償につきましては、資料11ページ以降にございます「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程」のとおり協議が整えてございます。

報酬につきましては日額9,300円とさせていただきますが、市町及び県の常勤職員である委員については、報酬をお支払いいたしません。

また、旅費については、会長の属する市町である稲沢市の例によることとするというものでございます。

続きまして、報告第5号「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会幹事会規程について」から報告第8号「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会事務局規程について」までを併せて一括で、ご報告申し上げます。

まず、資料 29 ページの図の方をご覧いただきたいと思います。

横の表になってございますこの資料につきましては、合併協議会におけます事務処理体制を表しました相関図でございます。

ここに記載のとおり合併協議会に提出をさせていただきます議案、その他の準備に関しまして、助役を筆頭とする幹事会が「事務レベルの最高機関」として、協議会提案事項の調整を行います。

その下に、1市2町の部課長による専門部会を分野別に組織をいたしております。

「分野別の調整主体」として、調整原案の作成、その他の事務を処理いたします。

さらにその下に、担当グループリーダー、課長補佐、係長などによる分科会を組織いたしまして、実務上の「事務処理の主体」として、各種資料の収集整理などの作業を担当するという形になっております。

これら、1市2町の全庁が参加する組織と並びまして、協議会事務局が各種会議の庶務を行いまして、協議会の開催、その他の事務を行っていくという内容でございます。

資料番号 5 から 8 までは、このような事務処理体制を規程、要綱に起こしたものでございます。

恐れ入ります。資料 13 ページの方へ、また戻っていただきますようお願いいたします。

資料番号 5 でございます。

「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会幹事会規程」でございます。

規約第 11 条第 2 項の規定に基づきまして、幹事会の設置について会長が定めたものでございまして、規約の施行日であります平成 15 年 7 月 1 日から施行させていただいております。

ポイント的な説明をさせていただきます。

第 3 条第 2 項にございますように、幹事には、1市2町の助役並びに、稲沢市市長公室長、祖父江町総務部長及び平和町総務部長が充てられておりまして、同条第 6 項にございますように、愛知県尾張事務所行政企画課からオブザーバーとして同席をいただくこととしております。

なお、幹事長につきましては、幹事の互選の結果、稲沢市助役が幹事長、副幹事長につきましては、祖父江町総務部長及び平和町助役がそれぞれ選出されておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、15 ページをご覧ください。

資料番号 6 でございます。

「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会専門部会要綱」でございます。

この要綱につきましては、先程の幹事会規程第6条の規定によりまして、専門部会に関して幹事長に委任された事項を定めたものでございまして、平成15年7月1日付けで施行いたしております。

資料17ページに別表第3条関係でございまして。

専門部会の組織について整理をいたしております。

部会としましては、企画部会、総務部会、厚生部会、環境・経済部会、建設部会、文教部会の6部会を設置することといたしまして、1市2町と1市2町で組織する稲沢中島広域事務組合の担当部課長延べでございまして118人、実人員にして98人が参加をいたしております。

続きまして、19ページをお願いいたします。

資料番号7でございまして。

「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会分科会要綱」でございまして。

この要綱につきましては、専門部会要綱と同じ様に幹事会規程第6条の規定により、分科会に関して幹事長に委任された事項を定めるものでございまして、同じく平成15年7月1日付けで施行いたしております。

資料21ページに別表第3条、非常に細かくて申し訳ありませんが、分科会の組織について、整理いたしております。

6つの専門部会の下に26の分科会を設置することといたしまして、1市2町及び稲沢中島広域事務組合の担当グループリーダー、課長補佐、係長など延べ213人、実人員にいたしまして143人が参加いたしております。

続きまして、23ページの方をお願いいたします。

資料番号8でございまして。

「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会事務局規程」でございまして。

この規程につきましては、規約第12条第2項の規定によりまして、協議会事務局に関して会長に委任された事項を定めるものでございまして、同じく、平成15年7月1日付けで施行させていただいております。

条文の方に入らせて頂きます。

第2条におきましては、事務局の所掌事務を定めております。

協議会事務局では、協議会の会議、幹事会、専門部会といった各段階の会議を担当させていただくほか、協議資料の作成、広報・広聴事業の実施、協議会の庶務、運営に係る事項を所掌事務と定めております。

第3条は、協議会の職員について定めております。

事務局には、事務局長、事務局次長、主幹、副主幹、主査、その他の職員を置くこととし、稲沢市から5人、祖父江町から2人、平和町から2人の計9人の体制を組織するものでございまして。

稲沢市の5人につきましては、県の方から来ていただいている方も稲沢市の

職員としてカウントさせていただいております。

続きまして、25ページの方に移りますが、第10条をご覧ください。

これらの職員につきましては、本務の市町における事務従事命令によって協議会事務局に勤務するものでございますが、その服務及び勤務条件につきましては、それぞれの職員が所属する市町の例によることとしております。

続きまして、第11条第1項がこれらの職員の給与負担についての規定でございます。

先ほどと同様の理由から、市町の職員の給与及び各種の手当につきましては、それぞれの職員が所属する市町が負担することといたしております。

ただし、第2項の規定にございますように、旅費につきましては協議会予算から執行することとし、その額については会長の属する稲沢市の例によることといたしております。

続きまして、報告第9号「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会予算決算会計規程について」ご報告申し上げます。

資料31ページをお願いいたします。

資料番号9でございます。

「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会予算決算会計規程」でございます。

規約第16条の規定に基づきまして、協議会の予算の編成、現金の出納その他の財務に関する事項について会長が定めたものでございまして、規約の施行日であります平成15年7月1日から施行させていただいております。

条文の方に入らせていただきます。

第2条第2項に掲げさせていただいておりますように、会長は、毎会計年度、協議会の予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経ることを原則としております。

なお、第3項のとおり、協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度によることといたしております。

32ページ、第9条をご覧ください。

この規定におきまして、協議会の年度決算について定めておりまして、会長が会計年度終了後、遅滞なく協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の認定を経るべきこととしております。

第2項にございますように、決算が協議会の認定を経た後につきましては、当該決算書の写しを1市2町の長に送付するという内容のものでございます。

資料33ページ、附則第2項をご覧くださいと思います。

先ほど、第2条におきまして、ご説明申し上げたとおり、協議会の予算につきましては年度開始前に会長が調製し、協議会の会議を経ることが原則でございます。

しかしながら、平成15年度につきましては、年度の途中でございます7月1日に協議会が設置されたということになりまして、かつ、今日の第1回会議の開催に要する経費その他、協議会の設置の日から速やかに予算を成立させ、執行する必要がございます。

このため、本規程におきましては、その旨の経過規定を設けることといたしております。

附則第2項にございますように、平成15年度につきましては、第2条第2項中「年度開始前に協議会の会議を経なければならない」との規定を「第1回の協議会の会議の承認を得なければならない」と読み替えることという形で附則の方でこのように表示をさせていただいております。

以上、報告第1号から報告第9号までについて、ご報告申し上げました。お願いをいたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、報告第1号から報告第9号までの説明が終わりました。

この内容につきまして、ご質問がございましたら、お受けいたしたいと思っております。

ご質問のある方は、挙手をされまして、指名を受けられた後に、市町の名前及び氏名を言われてから、ご発言をいただくようお願い申し上げます。

議事録を作成いたしますので、このようなルールで会議を進めさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、ご質問はございませんか。

いかがでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご質問もないようでございます。

それでは、報告第1号から報告第9号までは、ご理解いただいたものとさせていただきます。ありがとうございました。

では、次の報告事項に移らせていただきます。

報告第10号「平成15年度稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会事業計画について」、報告第11号「平成15年度稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会歳入歳出予算の専決処分について」を関係がございましたので一括議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

報告第10号「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会事業計画について」及び報告第11号「平成15年度稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会歳入歳出予算について」を一括してご報告申し上げます。

この事業計画及び協議会予算につきましては、4月9日に開催させていただきました第1回検討協議会以降、今回の法定協議会の設置に向けまして、ご協議を重ねていただき、あらかじめご承認をいただいたものと同じの内容でございますので、よろしくお願いをいたします。

資料35ページの方をよろしくお願いをいたします。

資料番号10でございます。

平成15年度の協議会事業計画でございます。

まず、各種会議の開催につきましては、協議会の会議を7月から年を明けまして3月までの間、月1回を平均いたしまして10回ほど予定させていただいております。

また、会議の開催に伴いまして、記録を調製するほか、幹事会を始めとする事務的な会議につきましても、協議会を開催する前に随時開催させていただきます。

次に、委員、事務局の研修事業といたしましては、合併協議の参考とするための先進地の視察を予定させていただくほか、協議会の会議の開催に併せまして、委員の皆様を対象といたしました研修会、勉強会を企画して参りたいと考えております。

次に、新市建設計画策定事業といたしましては、住民の皆様が判断するために重要な内容となりますので、この新市建設計画を策定する中で、住民の皆様への周知を図るための事業を実施してまいりたいと考えております。

具体的には、協議会委員の皆様の意見交換に基づいて、分科会や専門部会におきまして素案を作成し、さらにこれを協議会で深めていただくという形で進めてまいりたいと考えております。

このような議論をサポートするため、計画の基礎的な資料となる1市2町の現況や、各種の指標の将来の見通しに係る調査につきましては、調査研究機関に委託させていただくとするほか、今年10月には、住民懇談会を開催させていただきまして、建設計画における地域の将来像等、新市の基本構想に係る協議の状況を報告させていただくとともに、建設計画全体に対する住民の皆様のご意見を先ほど申し上げましたように、10月にご意見を伺いたいというふうに計画をさせていただいております。

建設計画に関しましては、地域の内外の有識者からの意見聴取を実施させていただきまして、協議に活かしてまいりたいと考えております。

計画の策定期間でございますが、年度末を予定させていただいております。策定させていただきました計画につきましては、概要版等を作成するなど、広く周知を図ってまいりる予定をいたしております。

次に、協定項目に関する調整事業といたしましては、1市2町の事務事業を洗い出しさせていただきまして、一元化していくための現況調査や調整を行ってまいります。

特に、電算システムにつきましては、システムの統合について専門的な検討を加える必要がございます関係上、現況調査の実施を予定させていただくところでございます。

次に、広報・広聴事業といたしましては、隔月で協議会だよりを発行させていただきまして、1市2町全戸に配布させていただくほか、ホームページの開設、さらには合併シンポジウムの開催などを予定させていただいております。

特に、年度末からは、協議の成果を住民の皆様幅広く周知申し上げ、ご理解を求めめるために、先ほど申し上げました10月の住民懇談会とは別に、住民説明会を実施するということで予定させていただいております。

次に、資料37ページをお願いいたします。

資料番号11、平成15年度協議会歳入歳出予算でございます。

先ほど、報告第9「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会予算決算会計規程について」のご報告において、ご説明申し上げましたとおり、規程附則第2項の規定に基づきまして、協議会の平成15年度歳入歳出予算につきましては、平成15年7月1日の設置から、適切に予算を執行する必要上、会長がこれを調製し、第1回の協議会の会議において承認を得なければならないこととされております。

この規定に基づきまして、4月以来の検討協議会においてご協議いただいた内容に沿いまして、平成15年7月1日付けで資料番号11のとおり、専決処分をいたしておりますので、その旨をご報告申し上げまして、会議のご承認を求めらるものでございます。

予算につきましては、ただいまご報告申し上げました事業計画に沿った内容ということで、予算の方を計上させていただいております。概略の方を説明させていただきます。

資料39ページの方をお願いいたします。

第1条にございますように、歳入歳出予算の総額につきましては、それぞれ35,890,000円であります。

資料41ページ、第1表「歳入歳出予算」をご覧ください。

歳入でございます。

1項「負担金」でございます。1市2町それぞれの負担金、合計35,880,000

円を計上いたしております。

2款、1項「県支出金」でございます。

これの具体的な内容でございますが、県の市町村合併研究啓発事業費補助金を今後活用させていただき見込みでございます。

款項を起こさせていただきまして、1,000円を計上している内容のものでございます。

今後、県に対しまして要望してまいります。具体的な交付額が明らかになり次第、補正をお願いしていくこととなりますので、よろしくお願いたします。なお、補助金の補助率は3分の1、限度額は1,000,000円でございます。

続きまして、3款、1項「諸収入」でございます。臨時職員の雇用保険本人負担分収入等、9,000円を計上しております。

続きまして、歳出でございます。

1款、1項「協議会費」におきましては、協議会の会議及び委員研修等に要する経費といたしまして、4,265,000円を計上いたしております。

1款、2項「事業費」におきましては、新市建設計画の策定に係る経費、協定項目の調整に係る経費、協議会だより発行事業費、その他広報広聴事業の実施に係る経費として、28,561,000円を計上しております。

2款1項「管理費」でございます。協議会の監査委員に対する報酬、臨時職員の賃金、協議会の公用車に要する経費など3,063,000円を計上しております。

なお、詳細は、資料43ページ以降に説明書を添付させていただいておりますので、ご確認を賜りたく、よろしくお願いを申し上げます。

以上、報告第10号及び第11号について、ご報告申し上げます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

説明が終わりました。

まず、報告第10号「平成15年度稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会事業計画について」ご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

ご質問もないようでございます。

それでは、報告第10号につきましては、ご理解いただいたものとさせていただきます。

次に、報告第11号「平成15年度稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会歳入歳出予算の専決処分について」は、会長の専決処分の報告でございますが、この専決処分につきまして、ご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

ご質問もないようでございます。

お諮りいたします。

報告第11号「平成15年度稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会歳入歳出予算の専決処分について」を原案のとおり承認することについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第11号「平成15年度稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会歳入歳出予算の専決処分について」は、原案のとおり承認されました。

次に移ります。暫時休憩させていただきます。

(10分間休憩)

議長(服部幸道 稲沢市長)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、協議第1号「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議の基本方針(案)について」を議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

ただいま議題となりました協議第1号「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議の基本方針(案)について」ご説明を申し上げます。

なお、後ほど協議第2号におきましてご検討いただくことになっておりますが、当協議会におきましては、各議案につきましては、協議をいただく会議の前の会議に提案をさせていただき、一旦、お持ち帰りの上、検討いただきまして、協議に臨んでいただくということを原則としたいという考えをいたしております。

この案件については、法定協議会の設置に先立ち、5月9日に開催させていただきました合併検討協議会においても検討され、以後、合併協議の準備期間を通じて掲げてきた方針でございますので、第1回の会議におきまして、ご協議をお願いするものでございます。

資料53ページをお願いいたします。

協議第1号「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議の基本方針について」

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議の基本方針について、別紙のとおり定める。

資料5 5 ページをご覧くださいますと、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議の基本方針（案）について、6 項目に分けて記載してございます。

朗読させていただきます。

1 1市2町の背景を相互に理解し協議を進めます

現行の制度は、1市2町それぞれの創意と工夫によって作り上げられたものであることを相互に理解し協議を進めます。

2 住民のこえを活かした開かれた協議を進めます

地域住民の意見とニーズを反映したオープンな協議を進めるとともに、協議の経過については、速やかに住民にフィードバックしていきます。

3 中長期的な実現可能性・持続可能性に配慮して協議を進めます

今後10年間（又はそれ以上）の事業の推移を見通し、財政的な裏付けを伴う内容であることとします。

4 住民生活の向上をめざして協議を進めます

合併による効果が住民生活の向上につながることを原則に協議を進めます。

また、個別の事業等については事務処理の方法ではなく、住民負担（税、保険料、料金等）と受益（サービス水準）の変化に着目した協議を進めます。

5 行政目的を意識して協議を進めます

個々の事業は、行政目的の達成のための手段であることを意識し、細分化された個々の事業のサービス水準の高低にこだわることなく、事務や事業の目的や対象に即した広い視野をもって協議を進めます。

6 1市2町全庁の能力をフル活用します

合併協議には1市2町が全庁を挙げて取り組むことを徹底します。

以上の6項目を基本方針として掲げながら、引き続き合併協議を進めてまいりたいとするものでございます。

以上、協議第1号について、ご説明申し上げました。

よろしく願いをいたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、協議第1号の説明が終わりました。

ご質問はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご質問もないようでございますので、ここでお諮りをいたします。

協議第1号「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議の基本方針（案）について」

は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。

ご異議なしと認めます。

従いまして、「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議の基本方針について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、協議第2号「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議運営規程(案)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

ただいま議題となりました協議第2号「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議運営規程について」ご説明申し上げます。

なお、この案件につきましては、法定協議会の設置に先立ち、5月16日に開催させていただきました合併検討協議会におきまして、承認されました会議運営の基本事項を条文に書き起こしたものでございます。

今後の会議運営の基本となるものでございますので、特に第1回の会議においてご協議をお願いするものでございます。

資料57ページをお願いいたします。

協議第2号「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議運営規程について」稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議運営規程を別紙のとおり定めるものとする。

資料59ページをお願いいたします。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議運営規程(案)をお示ししております。

条文の方を説明させていただきます。

第1条は、規程の趣旨を定めたものでございます。

規約第8条、この規約につきましては、合併協議会の規約でございます。

規約第8条第4項は、「会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。」と規定しております。

従いまして、会議運営規程は、この規約の委任に基づく内容のものであることをご報告申し上げます。

第2条につきましては、会議の基本方針を定めたものでございます。

第1項では、会議の原則公開を定めております。

ただし、会議を公開することによって、公正かつ円滑な運営に支障を生じると認められる場合に限りまして、会議を非公開とすることができる旨を定めて

おります。

第2項では、会議を非公開とする場合の手続きについてでございます。

あらかじめ会長が会議に諮り、出席委員の半数以上の同意を得るべき旨を定めております。

第3項は、会議は、公平かつ公正に運営されなければならないとするものでございます。

第3条は、会長、副会長及び委員の責務を定めております。

会長は、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営すべきこと、委員は会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力すべきことを定めております。

第4条は、会議の開閉及び委員の発言についての規定でございます。

第5条は、表決について定めております。

協議会の会長及び委員の表決権及び表決の方法につきましては、地方自治法等に根拠がなく、各協議会が自律的に定める事項とされております。

第1項におきましては、会議の議事は全会一致をもって進めることを原則としております。

ただし、十分な議論を尽くした上で、なお意見が分かれた場合に限り、表決に移行できることといたしております。

具体的に申し上げますと、この表決にいたる場合につきましては、正副会長の協議を経て、会長が表決への移行を判断することとし、会長を含む出席委員の3分の2以上の賛成をもって議事を決するという内容でございます。

第6条は、協議事項についての事前提案の原則について定めております。

協議事項につきましては、協議を行う会議の前の会議において提案をさせていただき、説明を行うよう努めることとし、提案の後、一旦、お持ち帰りをいただきまして、その次の会議におきまして協議事項とするという運営を原則とする内容のものでございます。

第7条は、協議会の会議の会議録の記載事項等について定めております。

第8条は、会議録と会議資料を原則として、公開する旨を定めております。

会議録等の公開は、役所、役場等における閲覧によることさせていただきまして、これを補完する意味で、ホームページや広報紙などを活用させていただきまして、会議結果の情報提供に努める旨をここで規定させていただいております。

なお、会議録等の公開の細かい部分につきましては、会長に委任する規定を置いておきまして、この会議運営規程をお認めいただいた場合につきましては、この委任に基づいて、会長が本日付けでございますが、会議録等閲覧要綱を定める予定をいたしておりますので、お願いをいたします。

続きまして、資料6 5ページの方をお願いいたします。

先ほどご説明をいたしましたこちらが、会議録等閲覧要綱の案でございます。  
ポイントのみ、かいつまんでご説明申し上げます。

第4条に閲覧の場所及び時間について定めております。

閲覧の場所は、協議会事務局、場所としては同一になりますが、稲沢市役所市町村合併推進室、稲沢市役所行政情報コーナー、祖父江町役場総務課、平和町役場総務課の4箇所とさせていただきたいと考えております。

第5条の写しの交付についての定めでございますが、写しの交付に要する費用につきましては、閲覧場所の所在する市町の例によってご負担いただくという内容のものでございます。

ちなみに、1市2町とも手続き関係は若干異なりますが、1枚当たり10円を負担していただいている内容でございます。

次に、資料6 1ページにお戻りをいただきます。

先ほどの会議運営規程のご説明を続けさせていただきます。

第9条でございます。

この条につきましては、会議の傍聴について定めております。

会議につきましては、非公開とされた場合を除いて傍聴できることとしております。

傍聴人にはあらかじめ定員を設け、受付順により傍聴人を決することとする内容でございます。

第3項でございますが、傍聴人にも会議資料をお渡しいたします。

なお、傍聴の細目については会長に委任する規定を置いておきまして、この会議運営規程をお認めいただいた場合には、この委任に基づいて、会長が会議傍聴要綱を定める予定をしております。

資料6 3ページの方をお願いいたします。

こちらが、会議傍聴要綱の案でございます。

ポイントのみ、ご説明させていただきます。

第2条でございます。傍聴人の定数を50人とさせていただいている内容でございます。

予定させていただいております会場には、若干の大小がございますが、定員を変更する場合、その数を事前に周知することが伴いますので、当日、会場に来ていただきまして、定員が少なかったと、お断りするようなことのないよう、いずれの会場におきましてもあらかじめ定員を50人と定めさせていただきまして、所定の傍聴席を確保いたしたいと考えて、このような内容となっております。

第3条、傍聴の手続きでございます。

傍聴人には、会場の秩序を維持するなど一定の決まりを遵守していただきますので、受付におきまして住所と氏名の記帳をお願いするものです。

なお、傍聴人の資格につきましては、特に制限を設ける予定はいたしておりません。

恐れ入りますが、資料6 1ページにお戻りをいただきたいと思います。

会議運営規程のご説明を続けさせていただきます。

第10条の補則でございます。

この規程に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項については、会長が会議に諮り定めるという委任規定を設けてございます。

以上、協議第2号について、ご説明申し上げました。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、協議第2号の説明が終わりました。

これに対しまして、ご質問はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご質問もないようでございますので、ここでお諮りをいたします。

協議第2号「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議運営規程（案）」につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

ご異議なしと認めます。従いまして、「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議運営規程」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

これに伴いまして、ただいま事務局よりご説明申し上げましたとおり、「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議傍聴要綱」及び「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議録等閲覧要綱」につきましては、原案のとおり会長が定めることといたしますので、よろしくようお願い申し上げます。

それでは、提案事項に移らせていただきます。

提案第1号「合併協定項目（案）」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

ただいま議題となりました提案第1号「合併協定項目（案）」について、ご説明申し上げます。

なお、この案件につきましては、本日は提案説明にとどめさせていただき、次回協議会において、ご協議をいただきたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

資料67ページをご覧ください。

提案第1号「合併協定項目（案）について」

合併協定項目について、別添案のとおり定める。

資料69ページをご覧くださいますと、「1合併の方式」以下、26区分、54項目に渡り、協定項目を列記させていただいております。

合併協定項目につきましては、合併に伴ってすり合わせを要する項目や、各市町が実施している事業、行政サービス、住民負担等の違いを整理統一して新市の行政運営に反映させるための指針である合併協定を立案する単位となるものでございます。

一般に言われておりますのは、擦り合わせを要する事務事業や制度の項目数は2,000項目とも、それ以上とも言われております。

それらを順次、協議会でご協議いただくことは困難でございまして、却って市民、町民の皆様にもわかりにくいこととなりますので、一般的には、このような合併協定項目ごとに事務事業や制度を束ねさせていただきまして、一つの整合性をもった方針を議論いただくという方法がとられております。

まず、「1合併の方式」から「4 新市の事務所の位置」までが、基本項目といわれている内容でございまして。

次に、「5 財産及び債務の取扱い」から「24 消防団の取扱い」までは、新市全体に影響を及ぼす制度や事務を対象とするものでございまして。

その他の、市役所や役場が日常行っている事務事業につきましては、「25 各種事務事業等の取扱い」の区分の中に、それぞれの分野ごとに項目を起こしまして協議をお願いするものでございまして。

これに、新市のマスタープランとなります「26 新市建設計画」を加えた26区分、54項目の協定項目を単位として、今後、協議をお願いしてまいりたいとする内容のものでございまして。

引き続きまして、資料71ページの方をお願いいたします。

この資料につきましては、先ほど申し上げました協定項目、26の区分ごとに概要をとりまとめた内容でございまして。

特に、今後の合併協議を進めていく上での基礎となります基本項目につきまして、検討協議会の方でもご説明申し上げましたが、あらためて概要の方をご説明申し上げます。

「1合併の方式」についてでございますが、合併の方式を新設合併とするか、編入合併とするかは、合併の法的な形式として最も基本的な事項でございまして。

て、優先して議論されるべきものであると一般的に言われております。

次に、71ページの方にそれぞれ合併協定項目の資料をつけさせていただいておりますので、その概要ということで説明をさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

まず、新設合併につきましては、例えば1市2町を例として申し上げますが、1市2町を廃しまして、その区域に新しい市を置くことでございます。

この場合は、1市2町は消滅しまして、新しい法人格が誕生することになります。

これに対しまして、編入合併とは、例えば、祖父江町と平和町を廃して稲沢市に編入するという場合をいいます。

この場合、編入する稲沢市の法人格は合併によって影響を受けませんが、祖父江町、平和町については法人格が消滅いたします。

その下に、二つの方式ごとの違いを整理した表がございます。

次に、名称でございます。

新設合併の場合につきましては、新たに新市の名称を制定することが必要でございます。もちろん、その場合に改めていずれかの市町の名称を採用することも可能でございます。

一方、編入合併の場合には、編入する市町の名称が新市の名称となります。逆にこの場合も、条例改正によって名称を変更することは可能です。

次に、事務所の位置でございます。

すなわち市役所の位置につきましては、新設合併の場合には新しく事務所の位置を決める必要がございます。もちろん、いずれかの市町の事務所を引き続き、事務所の位置に定めることもできます。

これに対しまして、編入合併の場合には、編入する市町の事務所が新市の市役所ということになります。この場合も、同様に合併を機に事務所の位置を変更することは可能です。

続きまして、議員の身分につきましては、新設合併の場合、原則として、1市2町の議員さん60人は、すべて失職いたしまして、合併後50日以内に選挙が行われることとなります。

この点については、合併特例法におきまして特例が講じられております。

法で定められておりますのは、議員定数の上限の2倍、1市2町の場合には68人までの定数で選挙とする定数特例と、合併時の1市2町の議員60人が、最長2年間、新市の議員として在任するという在任特例のいずれかを選択することができます。

在任特例を適用する場合、具体的には、平成17年3月合併とした場合、最長で平成19年2月末まで、1市2町の議員全員が新市の市議会議員として在

任するということとなります。

一方、編入合併の場合には、編入される市町の議員は身分を失いますが、編入する市町の議員の身分には影響がないというのが原則でございます。

ただし、この場合におきましても、合併特例法におきまして特例措置が講じられております。

合併後の増員選挙と、その後の一般選挙について法で定めました上限を超えた議員定数とすることができるという定数特例と、合併時の議員がそのまま、新市の議員として在任するという在任特例のいずれかを選択することができます。

なお、在任特例を選択した場合の議員の任期は、編入する市町の議員の任期ということになりますので、仮に祖父江町と平和町が編入されたといたしますと、稲沢市議会議員の任期であります平成19年9月30日までということになります。

特別職の身分につきましては、新設合併の場合には、1市2町の特別職はすべて身分を失います。新市で新たに選挙又は選任されることとなります。

一方、編入合併の場合には、編入する市町の特別職の身分に影響はありませんが、編入される市町の特別職はすべて身分を失うこととなります。

次に、条例、例規等の制度につきましては、新設合併の場合には、原則として従来の条例、規則等はすべて失効いたしますので、すべての制度を新たに作っていくことが必要でございます。

これに対しまして、編入合併の場合につきましては、編入する市町の条例、規則等が全域に適用されることとなります。

合併協議による擦り合わせの結果、制度を改める必要のある部分について、所要の改正を行うということとなります。

続きまして、資料72ページをお願いいたします。

「2 合併の期日」についてでございます。

市町が合併するためには、合併協議会における協議を行っていただいた後、それらの協議の結果を具体的な判断材料として、市町が合併するかどうかを決定する必要があります。

手続的には、各市町の議会が合併を議決し、各市町から県に対して合併の申請を行うこととなります。

これを受けまして、県では県議会の議決を経て知事が合併を決定し、知事が総務大臣に届出をいたします。

総務大臣は官報に合併の旨を告示いたしますが、この官報告示が合併の効力発生要件である旨が、法で定められているという内容でございます。

合併の期日を決定するためには、合併協議の期間に加えて、これらの法手続

きの期間を考慮する必要がございます。

また、合併の日を期して円滑に新市が発足できるようにするためには、各市町が合併を決定してから、事務の移行や電算システムの統合などに要する期間を十分に確保することが必要であると考えられております。

なお、現行法によりますと、合併の特例措置を受けるためには平成17年3月中に合併を完了している必要がございます。

現在、国ではこの制度につきまして、各市町から知事に対する合併申請が平成17年3月までに完了していれば、特例の対象とする方向で改正の準備がされているという情報がございますが、現在のところは、正式にまだ改正がなされておられません。

続きまして、「3 新市の名称」についてでございます。

この協定項目は、「1 合併の方式」とも密接に関係する事項でございます。

新市の名称につきましては、既存の市の名称と同一となったり、類似することとならないよう、一般的には配慮すべきであると言われております。

市民、町民の皆様におそらく特に影響のある協定項目でもありまして、具体的な新市名の決定方法については、各協議会の判断に委ねられているところでございます。

「4 新市の事務所の位置」についてでございます。

新市の事務所の位置、すなわち市役所をどこに置くかという協定項目も「合併の方式」と密接に関係する内容でございます。

地方自治法におきましては、市町村の事務所の位置に関する一般的な規定を置いておりまして、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の機関との関係等について適当な配慮を払わなければならないと定められております。

以下、参考といたしまして73ページから74ページにかけては、平成元年以降、本年4月末までの合併事例33件につきまして、関係団体数と関係団体の規模の相違に着目した資料を掲げておりますので、今後のご検討の参考としていただきたいと思います。

また、資料75ページからは、「5 財産及び債務の取扱い」以降の協定項目につきまして、若干の解説を加えさせていただいておりますので、同じく参照していただきたいと思います。

時間の関係上、説明は割愛させていただきます。

以上、提案第1号について、ご説明申し上げます。

冒頭に申し述べましたとおり、この協議項目(案)につきましては、次回の協議会において、ご協議を賜りたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、提案第1号を説明させていただきました。

これに対しまして、ご質問がございましたら、頂戴いたしたいと思えます。  
ご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご質問もないようでございますので、提案第1号「合併協定項目（案）」につきましては、次の協議会で協議をしていただくこととさせていただきます。

それでは次に、その他に移らせていただきます。

まず、「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会合併協議スケジュール（案）」について、事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会合併協議スケジュール（案）」について、ご説明申し上げます。

資料79ページの方をお願いいたします。

先の検討協議会で合併協議のスケジュールにつきましては、平成17年3月1日を合併の目標期日といたしまして、そこに至るステップを慎重に検討いたしまして、平成15年度内、すなわち平成16年3月までには合併協定項目と新市建設計画に関する協議を整え、平成16年3月からは、市民、町民の皆様が1市2町が合併すると、サービスや負担はどのようになるのか、新市はどのようなまちづくりに取り組んでいくのか、といったことを具体的に説明できるようにする必要があるという認識について、合意されたという内容のものでございます。

これを受けまして、5月に1市2町で実施されました住民説明会、あるいは1市2町の6月議会においても、平成15年度末には具体的な新市のサービス水準等について、お答えできるようにしてまいりたいという説明、答弁が行われたという背景がございます。

当協議会といたしましても、この大枠に沿って協議を進めていく必要がございます。概ね一月に1回は協議会を開催させていただくという前提の下で、その流れについて具体的に表にまとめたものが、この資料17のスケジュール案でございます。

資料81ページをご覧ください。

資料81ページでは、先に提案第1号でご提案申し上げました「合併協定項目」を、基本項目以下大きく7つの群に分けたものでございます。

個々の事務事業に関する調整案をご協議いただくためには、それら個別の事

務事業に影響を与える方針的な協定項目を先に処理しておく必要がございます。

そのような見地から、先ほどご説明申し上げました26項目55区分の協定項目を、このようなグループに分け、方針的な協定項目のグループから順次協議会にお諮りしていきたいと考えております。

具体的には、合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置といった基本項目につきましては、第2回協議会で、編入合併、あるいは新設合併といった調整案を提案させていただく必要がございます。

提案を一旦お持ち帰りいただき、第3回協議会には方針をお示しいただけるよう協議の方をお願いしていく必要があると考えております。

従いまして、委員の皆様におかれましては、次回、第2回協議会での基本項目の提案に向けまして、ご検討をいただきますようお願い申し上げます。

1枚お戻りをいただきまして、79ページを今一度ご覧ください。

協議会の開催日につきましては、後ほど、日程調整をいただきますが、本日の会議の後、第2回協議会を8月の中旬に開催させていただき、ただいま申し上げました合併の基本項目を提案させていただくほか、10月に予定しております新市建設計画の策定に向けた住民懇談会の実施計画や、新市建設計画の章立て、さらには計画の総論部分に関する基礎的な資料に基づく意見交換をお願いしてまいりたいと考えております。

なお、建設計画につきましては、他の協定項目とは異なっておりまして、具体的な成案を一時にお示するという性格のものではございません。

章立てに即して資料をご提示申し上げて意見交換をいただき、頂戴したご意見を集約しながら文章化を図っていく必要がある内容のものがございます。

また、新市建設計画には県の事業も登載できる関係上、協議会が計画を決定する前に、あらかじめ県との協議を行うことが法で定められておりますので、そのための日程を確保しておく必要があると考えております。

8月の下旬には、第3回協議会を開催させていただきまして、基本項目について協議をいただくほか、先ほど申し上げましたグループ分けのA群の協定項目について、提案を申し上げる予定です。

その他、住民懇談会の実施の細かいことや新市建設計画の総論部分に関するその他の資料についても提出させていただきまして、意見交換をお願いするという予定をさせていただいております。

9月は、各市町定例議会の開催及び任期満了に伴う稲沢市議選が予定されておりますので、協議会の方は日程に入っておりません。

10月には、前半に住民懇談会を開催させていただき、1市2町それぞれにおいて、第3回協議会までにご提示する建設計画の総論部分に関する資料をご説明申し上げまして、協議会における意見の方向性を説明させていただきます。

て、住民の皆様から、具体的な施策の提案や、まちづくりの方向性に関するご意見など、計画全般にわたるご意見をいただく予定をいたしております。

また、住民懇談会の総括といたしまして、シンポジウムも開催する予定でございます。

10月下旬の第4回協議会では、先ほどグループA群の調整案についてご協議をいただくほか、B群の協定項目につきましてご提案させていただく予定です。

以下、協定項目につきましては、同様に提案、協議というサイクルをお願いをしておりますので、よろしくお願いいいたします。

12月上旬の第6回協議会には、それまでの意見交換の成果を踏まえて、建設計画のほぼ全体について成文化された素案を提出させていただく予定でございます。

また、国、県の平成16年度予算案の編成を控えた時期でもございますので、この時期に合わせまして、計画登載を希望する県の事業についても具体的な検討をお願いしたいと考えております。

年が明けまして、1月には2回の協議会を予定させていただいております。

建設計画の素案を作成し、県への事前協議ができるところまで、検討を進めていただく必要がございます。

2月には、任期満了に伴います祖父江町議選が予定されておりますので、協議会を開催させていただくことができません。

ちょうど、この2月につきましては、県の予算案も発表されまして、次年度以降の県事業につきましても、公に県から回答いただける状況になるかどうかというふうに予定いたしております。

事務方といたしましても、この期間を県との事実上の調整となる建設計画の事前協議に充てたいと考えております。

3月には、協議会を2回開催させていただく必要があると考えております。

まず、1回目は上旬に県との事前協議の結果を踏まえて、計画案を決定し、正式な協議へと進むことが必要であると考えております。

また、この時期には、それぞれの協定項目に関する協議も概ね完了できるものと、あくまでも予定でございますが、見込んでおります。

これによりまして、平成15年3月上旬をもちまして、当協議会の中で協定項目及び新市建設計画に関する協議を概ね整えていただきまして、3月中にはそれぞれ1市2町の住民の皆様方に説明をさせていただく材料が出揃うことになるという予定でございます。

なお、県からの新市建設計画に関する正式な協議の結果は、3月末を見込んでおりまして、これを受けまして、協議会といたしましても計画を正式決定い

ただく予定をしております。

なお、今後の協議の進捗状況に伴いまして、このスケジュール案にありますほか、時と場合によりましては、臨時の協議会をお願いすることもございますので、その旨、お願いを申し上げます。

以上、スケジュール案に基づきまして、それぞれの内容につきましてご説明させていただきました。

なお、資料がございます日程等につきましては、1市2町の公式行事等を勘案しながら調整をさせていただいた日程でございます。

一部、日程の関係上、週末に会議をお願いする部分もございます。

協議会の会議の時間につきましては、いずれも午後1時30分からとさせていただいております。

なお、場所につきましては、1市2町のそれぞれの会場をお借りする方向で調整しているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいいたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会合併協議スケジュール(案)」の説明がございました。

何か、ご意見やご質問がございましたら、頂戴いたしたいと思えます。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（服部幸道 稲沢市長）

天野委員。

天野 晋 委員（祖父江町）

祖父江町の天野です。

今日、示されたスケジュールについてですが、一応、平成16年3月に県に新市建設計画の同意を得ると。そうしますと、その後の一年間の時間的な内容についてですね、一年間、正式に決定を見るまでの内容について、一年間が必要なのかどうなのか、その内容について若干、ご説明願いたいと思えます。

それともう一点、新市建設計画において、作成後に住民説明会という格好になっておりますが、前段での何か住民説明会的な、前回の検討協議会の中で、一回説明会をしております。

これは、合併とはどういうものかという説明会をしているわけですが、新市の計画は私たちが作り上げた後、住民説明会という格好になっているわけですがけれども、その前段での考え方というのは、スケジュール的にどうなのか、そ

の点についてお願いします。

議長（服部幸道 稲沢市長）  
事務局。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

まず、新市建設計画の関係でございますが、ご説明の中でも申し上げましたように、10月に住民懇談会ということで建設計画の骨子の部分を取りまとめさせていただきまして、この協議会にお示しをいたしまして、その骨子で住民説明会を開催させていただきます。

そこでご意見をいただいたもの等を踏まえながら、3月にはまとめ上げていくという内容のものでございます。

それから、日程等でございますが、3月の時点でそれぞれ合併協定項目の方をまとめさせていただくという内容のものでございますが、当然、これらを決定いただきますと、協定書の調印、さらには各市町の合併議案の議決をいただく、さらには県知事への合併申請、県議会での議決等事務的な公的決定をいただきますと、具体的な内容の作業に入るというものでございます。

当然、これにつきましても、一定の期間がないことには、あくまでも想定の3月1日に合併するというスケジュールでいけば、これだけの期間がないことには、その到達がかなり厳しくなると予定いたしているものでございます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

天野委員、よろしゅうございますか。

他にご質問は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご質問もないようでございますので、「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会合併協議スケジュールについて」は、このように進めてさせていただいてよろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございました。「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会合併協議スケジュール」につきましては、このように進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、「新市建設計画の策定の方針（案）」につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

事務事業等の調整と並びます合併協議の柱であります新市建設計画の策定について、資料を提出させていただいております。

資料 8 3 ページをお願いいたします。

資料は、四角ガゴミの中が根拠となる文献や法令の抜粋、下段がそれを受けた計画策定方針の素案という構成になっています。

まず、計画策定の根拠及び内容についてでございます。

四角ガゴミの中の 1 段落目でございますように、新市建設計画は、住民が合併の適否を判断するために必要な新市のビジョンや主要事業を明らかにするものでございます。

計画には県の事業も登載できることとされておりまして、県に合併支援のための事業を予定させるという効果も期待しています。

一方で、この策定の前に県と法的な協議を行うことが、義務付けられています。

財政支援措置を活用する事業につきましては、建設計画への登載が条件になっており、十分に精査して計画に載せていかなければならないと考えております。

先ほど協議第 1 号でご協議をいただきました「合併協議の基本方針」の第 3 項でございますように、1 市 2 町では、中長期的な実現可能性、持続可能性に配慮して協議を進めるという方針でございますので、建設計画の策定に当たりましても、財政計画を伴う計画づくりを予定しております。

なお、資料にございますように、合併特例法第 5 条 1 項におきまして、建設計画の基本的な内容が例示されています。

これを受けた、策定方針の素案をご覧ください。

につきましては、当協議会が特例法に基づく建設計画を策定する旨を確認する内容のものでございます。

につきましては、計画にはまちづくりの基本方針を定め、新市のほかに愛知県が実施する事業も登載すること、さらには登載する事業は、すべての事業を網羅するのではなく、主要事業や特徴的な事業とすることを確認する内容のものでございます。

につきましては、公共的施設等の統合整備につきまして、全体としての基本的な方針を明らかにすることを目指すことを確認するものです。

につきましては、計画には財政計画を盛り込むこととし、財政的な裏づけを伴う計画作りを目指すことを確認するものです。

これらによりまして、法に定められた建設計画の内容を網羅できるものと考えております。

次に、資料 8 4 ページの方をお願いいたします。

「2 計画の期間」につきましては、四角ガコミの 1 ~ 2 段落目に記述させていただいておりますように、計画の期間につきましては法に特に定めはございませんが、近年では財政支援措置が 10 年度間講じられる関係上、10 年とする例が多くなってきてございます。

下の方に最近の例を表示させていただいております。

ただ、計画期間が 10 年ともなりますと、年を経るごとに実態と乖離が大きくなる可能性があります、その点に留意すべき事項であると考えられております。

続きまして、策定方針素案をご覧くださいますと、最近の傾向にならしまして、計画期間を合併年度及びこれに続く 10 年度間。正確には 10 年度と 1 月間とする旨を確認する内容のものでございます。

続きまして、「3 計画の対象地域」でございます。

編入合併の場合には、編入される地域のみを計画を策定した例もございます。

1 市 2 町の場合には合併の方式は定まっておられませんし、いかなる方式が採用されたとしても、やはり、1 市 2 町の全域をいかに向上させていくかということが合併の主眼となると考えております。

このため、素案では対象地域を 1 市 2 町の全域であることとしております。

資料 8 5 ページをお願いいたします。

「4 計画策定の留意事項」について、素案をご覧くださいたいと思います。

まずでございます。現在、1 市 2 町が進めているまちづくりの方向性を可能な限り尊重させていただきまます。

すなわち、現行総合計画の趣旨、内容に沿いながら、計画作りを進め、1 市 2 町全域のレベルアップを目指したものとしていきたいということを確認しております。

につきましては、新市の中で偏りが生じないように、均衡ある発展を目指すということを確認しております。

につきましては、新市の一体性の速やかな確立を目指すことを確認しております。

は、財政的な裏づけをもった計画作りを目指すことを確認しております。

資料 8 6 ページの方をお願いいたします。「5 新市総合計画との関係」についてでございます。

新市におきましても合併後、自治法に定められた基本構想を含む総合計画を策定することになります。

策定方針素案では、新市建設計画は、その性格上、新市のすべての事業を網羅するものではないので、新市において総合計画が策定されるということをお大

前提として、その総合計画の策定に当たっては、新市建設計画の趣旨、内容を踏まえるべきであるということを確認する内容となっています。

続いて資料 87 ページをお願いいたします。

これにつきましては、1 市 2 町の総合計画の目次と、右端に各地の建設計画の事実上のモデルとなっております西東京市の建設計画の目次を掲載させていただいております。

建設計画の章立てのおおまかなイメージにつきまして、若干、説明させていただきますと、1 市 2 町の総合計画と建設計画は、ほぼ同等の章建てになっておりますが、西東京市の下段の「6 新市における東京都事業の推進」、「7 公共施設の統合整備」、「8 財政計画」といった項目が、建設計画特有の項目ということが言えると考えられております。

これらの項目以外につきましては、総合計画とほぼ同等の章建ての中で、事業内容を主要なもの、特徴的なものに限定した計画を作っていくというイメージであろうかと思えます。

建設計画につきましては、先ほどご説明を申し上げました策定方針、章立てのイメージにのっとなって、総論から各論へと作業を進めさせていただきまして、毎回の協議会に順次資料を提出させていただきまして、軌道修正や新たな視点の付加などのご意見を賜りたいと考えております。

よろしくご検討を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

服部幸道 稲沢市長)

ただいま、「新市建設計画の策定の方針」につきまして説明が終わりました。これに対しまして、ご質問がございましたら、頂戴いたしたいと思えます。ご質問は、ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご質問もないようでございますので、「新市建設計画の策定の方針」につきましては、この内容で進めてさせていただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございました。

それでは、「新市建設計画の策定の方針」につきましては、この内容で進めさせていただきたいと思えますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、「市町村合併研修会企画(案)について」事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

「市町合併研修会企画（案）について」ご説明申し上げます。

資料 89 ページをお願いいたします。

先ほど、報告第 10 号においてご報告申し上げました事業計画のうち、市町村合併研修会につきまして、具体的な企画をいたしておりますので、資料を提出させていただきます。ご説明をさせていただきます。

「1 目的」でございます。

合併協議の前提となる制度の動向や全国的な動きなどにつきまして、広く関係者に情報提供を行うため、国の合併担当部局の職員を講師としてお招きいたしまして、合併に関する諸制度や国が取り組んでおります地方行財政制度を巡る議論について、最新の動向をテーマとした研修会を開催させていただくものでございます。

「2 日時」でございます。

合併協議の初期の段階で、このような情報を共有することが効果的であることから、8月1日、金曜日、午後2時から4時までと設定させていただきました。

「3 場所」につきましては、稲沢市の勤労福祉会館多目的ホールを予定しております。

「4 講師候補者」でございます。

講師の候補者につきましては、総務省自治行政局に今年度から新設されました合併推進課の 望月達史 氏をお招きしたいと考えております。

同氏は、昨年度まで、愛知県総務部長を務めておられましたことから、この地域の状況につきましても精通された講師であり、適任であろうかと考えてございます。

「5 対象者」でございます。

協議会委員の皆様のほか、議員の皆様、さらには、公務の許す限り、1市2町の幹部職員にも参加を募りたいと考えてございます。

「6 内容」でございます。

目的に沿った形で仮題といたしまして「市町村合併を巡る最新の動向」と設定し、概ね80分程度の講演をお願いいたしまして、さらに30分程度の時間を質疑応答に充てさせていただく方向で、今後、講師の方と調整を図ってまいりたいと考えております。

「7 主催」でございますが、事務的な調整の中では講師の派遣形態の都合で、協議会主催、総務省共催という形態が、事務的な打合せの中ではベターであるという感触を得ておりますので、資料の方にはそのような表記をさせていただいております。

以上、「市町村合併研修会について」ご説明申し上げました。

委員の皆様におかれましても、ご多忙中とは存じますがご予定をいただきますようお願い申し上げます。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、「市町村合併研修会企画（案）」につきまして、説明がございました。

これに対しまして、ご意見、質問がございましたら、頂戴いたしたいと思えます。ご質問はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご質問もないようでございますので、「市町村合併研修会企画（案）」につきましては、この内容で進めてさせていただいてよろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。

それでは、市町村合併研修会につきましては、この内容で進めさせていただきたいと思えますので、予定のほどよろしく願いをもうしあげます。

続きまして、「合併協議会委員研修会企画（案）」につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

「第2回稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会研修会企画（案）」について」ご説明申し上げます。

資料9 1ページをお願いいたします。

先ほど、報告第10号においてご報告申し上げました事業計画のうち、委員研修会につきまして、具体的な企画をいたしておりますので、資料を提出の上、ご説明を申し上げます。

この研修会は、今後、協議会の取り組みの柱の一つとなります新市建設計画の策定に向けたプロセスの一環として、企画させていただいたものでございます。

本日、協議会終了後には第1回の研修会を予定しておりますが、第1回につきましては、準備の関係上、1市2町の執行部におきまして企画を調整させていただきました。

本日、第2回の委員研修会につきましては、企画案をご提示申し上げ、ご検討を願う内容のものでございます。

その点、あらかじめご了解を願いたいと存じます。

まず、「1 目的」でございますが、第2回研修会では、建設計画の柱となります新市のゾーニング、すなわち、各地域の機能分担のあり方をテーマに講師から講話をいただきまして、委員相互の自由な意見交換をお願いしたいと考えております。

「2 日時」及び「3 場所」でございます。

後ほど日程調整をいただくとおり、8月8日の第2回協議会終了後、同じ会場で引き続き研修会を開催いたしたいと考えております。

「4 対象者」でございます。

協議会委員のほか、関係部課長も同席させていただく予定でございます。

「6 内容」でございます。

まず、専門部会の企画部会部会長の稲沢市大野市長公室長から、1市2町の現行総合計画におけるゾーニング等の現状についてご報告申し上げ、講師から講話をいただきたいと考えております。

講師には、稲沢市第4次総合計画がスタートしたばかりでございますが、都市計画、地域計画の専門家として参画をいただいた名古屋市立大学大学院の瀬口教授が適任であろうと考えてございます。

概ね40分程度の講話の後、30分程の時間を意見交換の時間として予定させていただいております。

以上、「第2回稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会委員研修会企画(案)」について」ご説明申し上げます。

なお、第3回以降の協議会についても、併せてこのような研修と自由な意見交換の機会を設けて参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま、「合併協議会委員研修会企画(案)」につきまして、ご説明させていただきました。

ご質問がございましたら、頂戴いたしたいと思っております。ご質問はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご質問もないようでございますので、この研修会につきましては、この内容で進めてさせていただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございました。

それでは、合併協議会の研修会につきましては、この内容で進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議の開催予定」につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局（渡辺義憲 事務局次長）

資料93ページをお願いいたします。

さきほど、その他の1番目にご説明申し上げたとおり、第2回以降の合併協議会につきましては、具体的な日程を想定して準備を事務局の方で進めさせていただいております。

第2回につきましては、8月8日、金曜日、午後1時30分から、平和町役場2階大会議室において開催いたしたいとするものでございます。

主な議題といたしましては、本日ご提案させていただきました合併協定項目についてご協議をいただくほか、合併の基本項目、すなわち合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置の4項目について具体的な提案をさせていただきます予定でございます。

第3回につきましては、8月27日、水曜日、同じく午後1時30分から稲沢市勤労福祉会館において開催させていただきたいと考えております。

なお、両日とも、協議会終了後に引き続き同じ会場で、委員研修会を開催する予定で準備を進めております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（服部幸道 稲沢市長）

ただいま、事務局の説明が終わりました。

これに対しまして、ご意見、ご質問がございましたら、頂戴いたしたいと思います。ご質問はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご質問もないようでございますので、「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議の開催予定」につきましては、このように進めてさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ありがとうございました。

それでは、「稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議の開催予定」につま

しては、このように進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、本日予定しておりました議事は、すべて終了いたしました。

長時間にわたり、慎重審議賜りまして、誠にありがとうございます。

これをもちまして、第1回の会議を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

午後3時33分閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名捺印する。

平成15年 8月 8日

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

議 長 服 部 幸 道 印

議事録署名者 河 村 三 朗 印

議事録署名者 山 内 孝 三 印